

料  
金  
受  
取  
人  
払  
郵  
便

郵便はがき

602-8790

西陣局承認

1971

差出有効期限  
平成26年9月  
30日まで

京都市上京区下立売通新町西入ル藪ノ内町  
京都府文化環境部文化政策課  
「文化財を守り伝える京都府基金事務局」

切り取り線



切り取り線



文化財通信 第4号

平成24年10月

京都府文化環境部文化政策課

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入ル藪ノ内町

TEL 075-414-4521

FAX 075-414-4223

Eメール bunsei@pref.kyoto.lg.jp

# 文化財通信

第4号



平成24年10月



## ごあいさつ

京都府では、府内に所在する歴史的建造物の保存、修理や防災対策など「文化財保護」にその用途を限る全国唯一の「文化財を守り伝える京都府基金」を条例で設置し、京都の文化や文化財を大切に思っている全国の方々に、御協力をお願いしております。

おかげ様で全国から暖かい多くの寄附をいただき、改めて、ご協力いただいた皆様に心からお礼を申し上げます。

さて、昨年秋に開催した「第26回国民文化祭・京都2011」では、多くの皆さんの協力を得て大きな成果を収めました。京都府では、この成果を生かし、オール京都の力を結集して、京都の文化、日本の文化を飛躍させ、世界に向けて発信するとともに、次世代に文化を継承するため、「京都府文化力による京都活性化推進条例」（平成17年10月制定）に基づく基本指針を改定し、新たに「京都こころの文化・未来創造ビジョン」をとりまとめているところであります。

その中でも、「世界を代表する貴重な文化財の適切な保存・活用、地域の文化財の幅広い情報発信」を重要な柱の一つとしており、本基金の充実強化と保全のための活用や住民参加による文化財等文化遺産を大切に取る取組等が施策として展開されております。

京都が文化のみやこととして、日本人の「こころのふるさと」と言われる中で、多くの皆様と手を携えながら、京都の文化や文化財を守り伝えていくことは、大変重要であり、今後とも、積極的に取り組んでまいりますので、皆様方の一層のご理解、ご協力をお願いいたします。



平成24年10月  
京都府知事 山田 啓二

### 「文化財通信」表紙の「常磐色」と「若菜色」

常磐色

この「文化財通信」表紙の題字には「常磐色」（濃い緑）を使用しています。「源氏物語」で、光源氏は、六条御息所を野宮に訪ね、彼女に対する変わらぬ恋心を、永久不変の樹木の緑に例えて、「常磐色」と言っています（賢木巻）。また、表紙の背景は「若菜色」（淡いぐいす色）を用いました。同じく「源氏物語」で、光源氏の40歳の祝いの席で、養女の玉鬘が若菜を差し出した（若菜巻）ことにちなんで、このようなくいす色を用いました。永遠の「常磐」と寿ぐ「若菜」を文化財の保護と継承の願いに委ねたものです。

若菜色

## 目次

基金呼びかけ人インタビュー3

佐々木 丞平 氏「京都の文化は日本人のこころのふるさと」 ……1

ご寄附で保護される京都の文化財

～平成23年度に実施した事業について～ ……5

寄附された方々の京都文化体験 ……8

「文化財を守り伝える京都府基金」の概要 ……11

## 文化財

### こぼれ話 7

#### ○ 松花堂

懐石料理の一種、松花堂弁当はよく知られていますが、なぜそう呼ばれるのでしょうか。それは、石清水八幡宮（八幡市八幡）の社僧であった江戸時代初期の文化人、松花堂昭乗（1582～1639）が使用していた田の字形に仕切った箱に由来するからと言われています。

伊勢神宮に次ぐ天下第二の宗廟として崇敬の厚い石清水八幡宮は、明治時代以前には神仏習合により、境内に所在した護国寺と一体となった宮寺形式をとっていました。同宮の鎮座する男山には、松本坊、豊蔵坊、滝本坊など俗に48坊といわれるほどの坊舎が立ち並んでおり、男山南麓の正法寺に安置されている全長3m近い巨大な阿弥陀如来坐像（鎌倉時代・重要文化財）も、明治初年の廃仏毀釈以前は同宮でまつられていたものです。

男山の東山腹に湧泉があり、その傍らに摂社・石清水社（本殿ほか・府指定建造物）が鎮座しています。この湧泉、摂社は、石清水八幡宮の名称の由来となった重要なものです。この石清水社の下方に坊舎の一つの泉坊があり、昭乗が晩年にその一角に結んだ小庵が、松花堂（茶室）なのです。松花堂は、明治時代に男山南東の平地に移築され、現在は八幡市立松花堂美術館の庭園に保存されています（跡地と現敷地は国史跡、松花堂は府指定建造物、松花堂書院、玄関は府登録建造物）。跡地は近年発掘調査されて、古絵図どおりの茶室、露地などの遺構が良好な状態で出土し、主要部分を樹脂加工、露出展示するなど整備されています。なお、現松花堂の庭園の築山は、東車塚古墳（5世紀の全長94mの前方後円墳）の後円部が利用されています。美術館の敷地内の女郎花塚は、謡曲「女郎花」にちなむ謡跡です。



松花堂 茶堂（八幡市松花堂美術館提供）

#### 【「文化財を守り伝える京都府基金」事務局からのお知らせ】

平成24年度から、基金の事務局が、京都府文化環境部文化環境総務課から同部文化政策課へ変わりました。これに伴って、基金に関するお問い合わせ先が下記のとおりとなりました。今後ともよろしくご協力いたします。

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入る藪ノ内町 京都府文化環境部文化政策課  
TEL 075-414-4521 FAX 075-414-4223  
Eメール bunsei@pref.kyoto.lg.jp

# 京都の文化は日本人のこころのふるさと

国立文化財機構理事長 佐々木 丞平

## ○文化財保護行政と研究の原点

私にとって、昭和45年に京都府教育委員会の文化財保護課に勤めたことが、本格的な研究の原点であり、また文化財保護行政に携わることになった原点でもあります。もちろん、それ以前から、大学で専攻の美術史の研究はしていました。しかし、京都府の文化財保護課での仕事は、大学で研究をすることとは違い、まさに現場で文化財と接しながら文化財保護行政の仕事をしつつ、同時にそれを研究する。この両方のバランスを考えながら取り組むものでした。研究とともに文化財保護の仕事をする。それが、今日の私の原点であるといえます。

文化財保護行政という面では、2年間、文化財保護の現場で多くの問題点などを直に肌身に感じながら仕事をした京都府での経験が、後に文化庁で調査官をした時や、大学や博物館で文化財保護行政に関わった際にとても役立ったと思います。

## ○円山応挙との出会い

私は、円山応挙の研究者と言われますが、偶然にある時期から応挙を研究することになったのです。

京都府で仕事をしていた頃、府内各地の文化財調査を行っていました。そのときに丹後地方で、まとまって保存されていた与謝蕪村の作品に出会い、その調査、研究を行いました。与謝蕪村は、18世紀の日本の文人画の代表的な画家の一人で、俳人としても有名です。与謝蕪村研究が、私の最初の本格的な研究でした。

江戸時代中期には、与謝蕪村や池大雅をはじめ有名な文人画家が生まれました。その文人画の世界について研究を始めたのですが、これをより深く理解するために、思想的にその対局にいた写生派の画家についても研究を始めました。それが円山応挙でした。

ですからそれ以来、18世紀の京画壇を二分していた



文人画派と写生画派の双方の代表者を比較研究しているというのが、本当のところですよ。

※文人画：中国、宋代頃に始まったもので、職業画家でない文人（裕福な知識階級など）が、精神の表現として描いた教養性と精神性に富んだ画。日本では南画・南宗画とほぼ同義で使用。

## ○文化・文化財とは

京都大学で教鞭をとっていた頃に「文化や文化財とは、一体何なのだろうか。」という、原点を考えてみるのがよくありました。

文化というのは、「人間が、様々な知識や知恵を使いながら、それを縦糸と横糸で織っていく、織物のようなもの。」と考えています。縦糸と横糸で織られた綺麗な模様がまさに文化であり、それが時代を経ながら、刻々と織り続けられていくのです。

一方で、人間が手をつけていない美しさをもつ自然があります。しかし、自然そのものでは、文化ではありません。文化は自然に人間が手を加えて、美しいもの、あるいはこころ豊かなものにするということです。

文化とは、まさに人間の英知により手が加えられた織物の模様です。そして、その文化の証であり、文化の足跡が、文化財になるわけです。ですから、文化財というのは文化の基盤をなしているといえます。

例えば、源氏物語には、千年という永い歴史や文化があり、その証としての写本や絵巻が残っています。しかし、仮に、それらが無かったとしたら、源氏物語の



「源氏物語図扇絵 初音」(京都府京都文化博物館提供)

文化そのものが存在しないわけです。万葉集、古今集などでも同じことが言え、文化財としての写本が残っていなければ、和歌の伝統や文化が、はたして存在していたかどうか分かりません。

文化財が残されていることによって、文化が証明されているのです。文化と文化財の関係は、文化が大きな豊かな木の総体であるとすれば、その大きな木の幹や根っこを形成しているのが文化財であるといえます。

## ○近年の文化財保護行政

日本の文化財保護行政というのは、貴重な文化遺産を重要文化財や国宝に指定して、その保存を図っていくことを基本としています。そして、これまでは、国宝・重要文化財は、その多くが文化財を単体で指定してきましたが、近年、それでは文化財を守る上では不十分ではないかと考えられるようになってきました。単体、すなわち点での指定ではなく、もっと広く周囲の環境をも含めた面として文化財を指定(選定、登録)して保存していくという考え方に変わってきたのです。例えば、伝統的建造物群や文化的景観などは、面として、文化財を保存していくという考え方です。

ごく最近では、「歴史まちづくり法」があります。文部科学省(文化庁)と国土交通省、農林水産省の共管の



産寧坂伝統的建造物群保存地区

法律で、私が文部科学省の文化審議会文化財分科会の会長に就任する直前に制定されました。

これは考え方によっては、文化財保護の究極の姿だと思っています。この制度では、文化財建造物を中心として、それに伝統芸能や祭礼など、歴史と伝統を反映した人々の営みを絡め、博物館等も組み込んだ良好な環境を維持し継承することが目的とされています。

歴史的建造物というハード面と、そこで活動し、活性化していく人間のソフト面をうまくかみ合わせて、面をさらに大きくした市や町全体をどのような文化歴史都市にしていくかを構想するものです。とても良い仕組みだと思います。

京都市や宇治市も、この制度の活用に取り組んでおられるとお聞きしています。これを上手く利用して良い形に繋げていくことはとても難しいかもしれませんが、京都に残る文化や文化財をうまく絡み合わせて、きれいな模様の織物にしていけば、まさに「国際文化都市京都」ができるわけです。私はとても重要なことだと思います。

※「歴史まちづくり法」:正式名称は「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年11月4日施行)。市町村が連携し、「歴史的風致」を後世に継承するまちづくりの取組を国が支援するための法律。

## ○文化財の防災

今回の東日本大震災では、私が関係している事業に文化財レスキューがあり、私も現場へ行きました。

文化財というのは、災害にとっても弱いものです。一度災害をうけると、復旧というのが大変です。また、行方がわからなくなったものも沢山ありました。

文化財の防災については、以下の3つの点が重要なことだと思っています。

まず、文化財に関する情報です。災害が起きたときに、情報が無ければ、対処のしようがないわけです。ですから、普段から文化財に関して、情報が明確になっているというのが第1に重要だと思います。少なくとも「何処に、どういった文化財があるのか。」という情報だけは整理して、明確にしておく必要があります。

第2は、「災害が起こったときに、どういった対応をするのか。」という、危機管理の問題です。もちろん、危機管理に対する対策というのは、様々な形で練られており、皆さんは頭では考えているわけですが、実際に災害が起こった場合に、「果たして、うまく対応できるか。」ということです。危機管理では、最悪の事態を考えて、文化財を守るということに真剣に取り組まなければいけません。現在は、防災の科学的なノウハウを最大限活用して、最新の設備などが次々と開発され、設置されており、今後、それをもっと徹底するということが必要だと思います。

第3は、第2の点と重なることですが、「文化財にとって、火災というのが一番怖い。」ということです。文化財は火災で消滅してしまいます。文化財に対する防災の在り方の中でも、火災を最小限に食い止めるための対策は非常に重要で、専門家の知恵を借りながら、十分に練っていかなければいけないと思っています。

いずれも難しい問題ですが、時間や労力をかけて、やれるだけのことはやっておかなければなりません。

#### ○今後の研究者、文化財保護行政を担う人たちへ

大学などで研究をする人や、博物館や美術館などで学芸員の仕事をする人が、本質的にいきつくところは一つだと思っています。それは、研究そのものが目的ではなく、研究することによって「それが、どれだけ自分が生きている社会やこの時代に役に立つのか。」という意識をもつことです。

私は、博物館の仕事をしていて、「なんのために博物館や美術館の仕事をやっているのか。」と考えることがあります。その時には、「来てくださる人が楽しんでもらえるようにしたい。」、また「多くの方々に生涯学習などをしてもらえて、皆さんの役に立ててもらえるような場でありたい。」と願うわけです。

研究もそうであって、単に研究そのものが目的ではなく、「研究することによって、それがどのように社会に還元できるか。」ということを考えなければいけないと思っています。これから、文化財の研究、あるいは

文化財保護行政や博物館の学芸員を目指す人には、「自分の仕事を多くの人の幸せにつなげる。」ということを常に考えながら仕事をする人材に育てて欲しいと思います。そういう若い人材を育てたいですね。

#### ○京都の文化は日本人のこころのふるさと

私は、「京都の文化」というのは、「日本の文化」であると考えています。「京都の文化」は、まさに「日本人全体のこころのふるさと」なのです。

実際、私は、他の府県へ行き、しばらく経って京都へ帰ってきたときに、「京都はやっぱりいいな。」という思いにかられることが多くあります。これは、私一人だけではなく、多くの皆さんが、そう思っているのではないのでしょうか。

また、他府県にお住まいの人が、「京都ってやっぱりいいな。」と思われるのは、単に観光で京都へ来て、めずらしいところを見たときに思われるだけではなく、日本人としての永い歴史や伝統の中で、「京都は、自分たち日本人のこころのふるさとだ。」という思いが無意識のうちに湧きあがってくるのだらうと思います。

#### ○文化財を守り伝える京都府基金

「京都の文化」の証である「京都の文化財」の保存と継承を目的としている「文化財を守り伝える京都府基金」は、とても重要な意味があります。

これは一見、京都の人が協力すれば良いという意識にとらわれるかもしれませんが、しかし、むしろ広く日本国民全体に、「京都は、自分たちのこころのふるさとだ。自分たちの文化の原点だ。」という思いで協力していただきたいと思っています。

そのためには、うまく基金のことを発信することが大切だと思います。例えば、寄附に対する税額控除のことや寄附金の使い道などについて、もう少し説明に工夫をしていただくと分かりやすくなるのではないのでしょうか。

「ふるさと寄附金」制度では、寄附をすると税額控除がありますが、税金に詳しくない者にとっては、この

控除のシステムがよく分からない。これをもっと分かりやすくすることです。また、基金では寄附金を、ある意味で目的税のように、府内の文化財の保護という特定の用途に使われます。この寄附金の使い道をもっと明確に伝えていただくことも重要だと思います。

京都の文化や文化財を守り伝えることは、京都府民のためだけではなく、「京都は大切だから。」という思いで寄附してくださる全国の皆さんが利益を得るものだからです。

#### ○文化財を守り伝える京都府基金の事業

基金の使い道は、文化財建造物の保存修理、防災対策事業、さらに文化財保護のこころを育む事業です。文化財保護というものを総合的に考えた場合、まさにこれは三つの重要な柱であり、的を射たものだと思います。

この中で、保存修理や防災対策事業は、すぐに取りかからなければならない重要なことです。ただ、長期的に考えた場合は、文化財保護に関する普及啓発が一番大切なことだと思います。これは、息の長い取組として、永く継続して欲しいと思います。

文化財保護に関する普及啓発は、「文化財が、なぜ重要なのか。なぜ、文化財を大切にしなければいけないのか。」ということ、教育していくことです。

先ほど、若い人材を育てることの大切さについて申しましたが、こうした事業を継続することによって、人材は自然に育ってくるものです。また、文化財保護行政や、博物館や美術館で学芸員などに携わっている人たちが優秀な人材で、彼らが一生懸命仕事をして、多くの人々が文化や文化財に対して関心をもってくれているという環境がないと、十分な効果は得られません。ですから、文化や文化財の保護に関する普及啓発というのは、一番重要だと思います。

#### ○東日本大震災の復興と文化、文化財

私には、東日本大震災と文化を考える時、印象に残っていることがあります。

大震災が起こって間もなく。まだがれきが山のようになり、多くの方が途方にくれている映像が、テレビで放映されていたときの事です。その映像の中で、中年の女性が、がれきの中で見つけた棒に、ぼろぼろになった鯉のぼりを取り付けて、がれきの中にそれを立て、鯉のぼりを泳がせておられた。そして、「これを見ると気持ちが少しでも救われます。これが文化だと思います。」と言われたのです。

それより少し後のことです。皆さんが少し落ち着いてこられ、民謡を歌ったり、踊ったりされている時の映像を見た時の事です。民謡を踊ったり、歌ったりしておられる方々が、「こういう文化に私たちは元気づけられる。」とおっしゃったと記憶しています。

災害にうちのめされた状況の中でも、人というのは、自分たちの思い出に結びついている文化と寄り添った時に、安心感が得られたり、こころがほっと豊かになったりする。鯉のぼりや伝統的な民俗芸能の、こうした映像を見た時、文化というのは、そういうものだと実感しました。

文化、そしてこれを支えている伝統文化というものは、人間の根源的な思い入れにつながるものだと思います。だから、つながったときに、はじめて人間はほっとするし、安心感も持てる。時によってはこころも豊かになる。そういう人間のこころの良い部分に、つなげてくれるものが、文化だと思うわけです。本当に、お金にも、なにものにも代え難い大切なものなのです。人間が生きている限り、きちんと堅持していかなければならない大切なものです。

多くの方々に、もっともっと日本の文化に関心を持って頂きたいと思います。

【平成24年6月19日、京都国立博物館にて】

ささき・じょうへい: 国立文化財機構理事長・京都国立博物館長、京都大学名誉教授、前文部科学省文化審議会文化財分科会会長

## ご寄付で保護される京都の文化財

### ～平成23年度に実施した事業について～

#### ○ 趣 旨

京都府では、国民的財産ともいえる府内の貴重な文化財を守り伝えるため、ふるさと寄附金制度を活用した全国唯一の取組になる「文化財を守り伝える京都府基金」を設置し、この基金等を活用して、貴重な府内の国、府の指定等文化財及び未指定の歴史的建造物などの保存修理、防災対策事業等に対して、助成を行っています。

助成事業は、事業の緊急性や必要性などを考慮するとともに、寄附者のご意向や学識経験者による選定委員会の意見をお聞きしたうえで選定しています。平成23年度には、28件の保存修理、防災対策事業へ助成を行いました。また、府ホームページ上で「文化財保護のこころを育む事業」を公募し、文化財保護の普及啓発に役立つ事業2件に助成しました。

この制度を通じて、府民の方々に、文化財に対する関心を深めていただき、文化財を保護し継承することの大切さをより一層理解していただくよう努めています。

#### ○ 平成23年度の基金活用事業(28件)

##### (1) 歴史的建造物など有形文化財の保存・修理事業：20件

事業者	所在地	対象事業の概要
金地院(南禅寺塔頭)	左京区	重要文化財・茶室の屋根(こけら葺)修理
西翁院(金戒光明寺塔頭)	〃	重要文化財・茶室の土庇修理ほか
曼殊院	〃	重要文化財・本堂の建具修理
実相院	〃	国登録文化財・客殿の表具修理
樂家住宅	上京区	国登録文化財・門等の屋根(瓦葺)葺替修理 <span style="float:right">写真1</span>
本法寺	〃	府指定文化財・仁王門の扉廻り修理 <span style="float:right">写真2</span>
杉本家住宅	下京区	重要文化財・主屋の軒庇等修理
小川家住宅	中京区	表門及び塀の控柱修理
妙心寺	右京区	重要文化財・小方丈の建具修理
愛宕念仏寺	〃	重要文化財・本堂の屋根(瓦葺)修理
教王護国寺	南区	国宝・大師堂の金具修理
南真経寺	向日市	府指定文化財・本堂の屋根(瓦葺)修理 <span style="float:right">写真3</span>
萬福寺	宇治市	重要文化財・禅堂の床(敷瓦)修理
浄土院(平等院塔頭)	〃	重要文化財・養林庵書院の屋根(棟積)修理
小林家住宅	木津川市	重要文化財・主屋の土間叩き修理
興能神社	亀岡市	府登録文化財・本殿の屋根(唐破風、棟積)修理 <span style="float:right">写真4</span>
梅田春日神社	京丹波町	府指定文化財・猿田彦社本殿の屋根(こけら葺)修理 <span style="float:right">写真5</span>

岩王寺	綾部市	府登録文化財・仁王門の屋根(茅葺)修理 <span style="float:right">写真6</span>
安国寺	〃	府指定文化財・仏殿、庫裏の屋根(茅葺)修理 <span style="float:right">写真7</span>
荒木家住宅	舞鶴市	府指定文化財・主屋の屋根(茅葺)修理 <span style="float:right">写真8</span>



写真1 樂家住宅 (上京区)  
国登録文化財・門等の屋根(瓦葺)葺替修理



写真2 本法寺・仁王門 (上京区)  
府指定文化財・仁王門の扉廻り修理



写真3 南真経寺・本堂 (向日市)  
府指定文化財・本堂の屋根(瓦葺)修理



写真4 興能神社・本殿 (亀岡市)  
府登録文化財・本堂の屋根修理



写真5 梅田春日神社・境内社 猿田彦社(京丹波町)  
指定文化財・猿田彦社 本殿の屋根(こけら葺)修理



写真6 岩王寺・仁王門 (綾部市)  
府登録文化財・仁王門の屋根(茅葺)修理



写真7 安国寺・本堂 (綾部市)  
府指定文化財・仏殿、庫裏の屋根(茅葺)修理



写真8 荒木家住宅・主屋 (舞鶴市)  
府指定文化財・主屋の屋根(茅葺)修理

## (2) 地震・火災等から有形文化財を守る事業：8件

事業者	所在地	対象事業の概要
峰定寺	左京区	避雷設備設置
禅林寺	〃	防災施設改修
知恩院	東山区	文化財収蔵施設修理
八坂神社	〃	消火設備修理
高神社	井手町	自動火災報知設備改修 <span style="float: right;">写真9</span>
荒井神社	南丹市	野生生物(アライグマ)対策設備設置 <span style="float: right;">写真10</span>
成相寺	宮津市	消火設備改修
新井崎神社	伊根町	防災道路改修



写真9 高神社・本殿（井手町）  
府指定文化財・本殿 自動火災報知設備改修

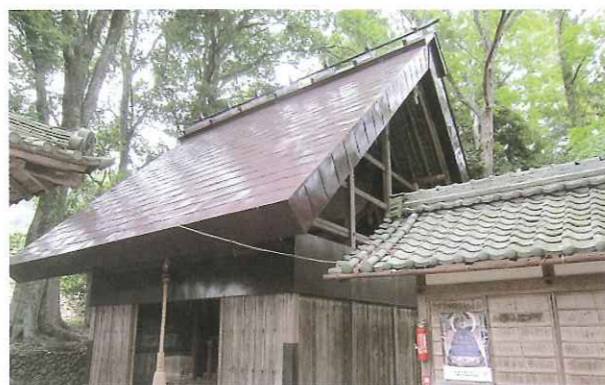


写真10 荒井神社本殿（南丹市）  
府指定文化財・本殿 野生生物対策設備設置

## (3) 文化財保護のこころを育む事業：2件

事業者名	対象事業の概要
明日の京都 文化遺産プラットフォーム	府内の文化遺産の保存・継承等を普及啓発するフォーラムの開催
第53回近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会実行委員会	第53回近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会の開催

助成を行った文化財の所有者の方々からは、「修理の経費は高くつくが、補助金をもらったおかげで建物の修理ができ、助かった」、「補助金で古くなった設備の改修をすることができてよかった」などの感想をいただいています。

## 寄附された方々の京都文化体験

京都府では、基金支援のネットワークメンバーの皆さまのご協力により、寄附者の方々に、本物の京都文化を体験していただいています。その主要な内容を報告します！

### ●【京都文化体験1】フタバアオイ・オーナー、葵祭特別観覧

フタバアオイは、毎年5月15日の葵祭当日の内裏宸殿の御簾をはじめ、世界文化遺産賀茂別雷神社(上賀茂神社)の社殿や勅使、奉仕者の装束、牛車(御所車)などに飾り付けられます。葵祭の名称は、このことに由来しています。



上賀茂神社(NPO法人葵プロジェクト)様のご協力により、寄附者の中から、ご希望に応じて、このフタバアオイを育てていただくフタバアオイ・オーナーになっていただいています。オーナーになり、フタバアオイを育てていただくと、そのフタバアオイを身につけた行列が、春の都大路を進むことで、皆様には葵祭への参加を実感していただけます。また、上賀茂神社境内に設けられた特別桟敷での葵祭観覧にもご招待しています。



平成23年度は約30名の方を葵祭の特別桟敷にご招待しました。

※フタバアオイ・オーナーは、文化財を守り伝える京都府基金のホームページ [www.pref.kyoto.jp/furusatokifu/](http://www.pref.kyoto.jp/furusatokifu/) のほか、葵プロジェクトのホームページ [www.afuhi.jp/project/](http://www.afuhi.jp/project/) でもご案内しています。

### ●【京都文化体験2】清水寺夜間特別拝観・限定内覧

清水寺様のご協力により、春と秋の2回、恒例の夜間特別拝観の前日に限定内覧を開催し、ご寄附をいただいた方々をご招待しています。

国宝・本堂(舞台)や重要文化財・三重塔などの堂塔が、漆黒に浮かび上がった東山山麓に浮かび上がり、通常の参拝とは異なった、静謐な雰囲気の中で清水寺を拝観していただけます。

平成23年度は、平成23年11月10日(木)と平成24年3月23日(金)の夕刻に開催し、それぞれ約20名の寄附者をご招待いたしました。3月の特別拝観は、あいにくの雨模様でしたが、清水寺様のご厚意で、改めて天候の良い日に拝観いただくため、招待券を配付いただきました。ご参加いただいた方からは、「雨の夜間拝観には、また違った雰囲気があり、とても堪能できました」といった感想をいただきました。



### ●【京都文化体験3】緑陰講座

京都仏教会様、京都府神社庁様のご協力により、普段はあまり公開されていない寺社仏閣などの文化財の中で、僧侶や神職の方から心を込めた有意義な講話をうかがい、時代を超えてな

お息づく京都の文化を、寄附者の方々に体験していただく緑陰講座を開催しています。  
平成23年度は、萬福寺(宇治市)と松尾大社(西京区)で開催しました。

○ 萬福寺:23年12月4日(日) 午後

約20名の寄附者の方々にご参加いただきました。参加いただいた皆様には、まず、大雄宝殿や松隠堂など、境内の数多くの重要文化財建造物を特別拝観いただきました。

その後、東方丈において、岡田 亘令黄檗宗萬福寺管長様からの萬福寺の歴史や御自身の豊富な体験に基づいた有意義なご講話を拝聴いただきました。

ご参加いただいた方々には、隠元禅師が創建した萬福寺の江戸時代以来受け継がれた歴史や中国風の意匠が随所に見られる多くの文化財建造物に触れていただくことができました。



○ 松尾大社:平成24年2月5日(日)午後

ご参加いただいた約20名の寄附者の方々は、まず重要文化財に指定されている本殿に昇殿し、特別拝観していただきました。その後、社務所に移り、生巖 經和権宮司様による松尾大社の略史を中心とした古代の神社祭祀などについての有意義なご講話を拝聴いただきました。

ご講話を拝聴した後、重要文化財の神像などが展示されている神像館や、近代庭園を代表する松風苑三庭(上古の庭、曲水の庭、蓬萊の庭)などを特別拝観していただきました。

現在ではお酒の神様として有名な松尾大社ですが、平安時代以前にさかのぼる当社の奥深い歴史に触れていただきました。



●【京都文化体験4】 京都府京都文化博物館特別展内覧会への通年ご招待

京都府京都文化博物館で開催される特別展の内覧会にご招待し、幅広い京都文化を鑑賞していただきます。

平成23年度は、本文化体験をご希望された方が多く、皆様を、ご希望された特別展の内覧会(1回のみ)へご招待いたしました。



●【京都文化体験5】 高僧の揮毫色紙の贈呈

京都の文化財保護にご寄附いただいた方の篤志に感謝をこめて、府内寺院の高僧の皆さんが、色紙に揮毫されます。雄渾かつ奥深い書の文化に触れていただける墨跡豊かで貴重な直筆色紙を贈呈します。平成23年度は50名様に色紙を贈呈いたしました。

※なお、【京都文化体験5】高僧の揮毫色紙の贈呈につきましては、平成24年度以降、5万円以上ご寄付いただいた方に贈呈させていただくこととさせていただきます。

※ 贈呈する色紙に揮毫いただいた高僧の皆さま【50音順】



●前真言宗智山派管長・智積院化主	阿部 龍文	猊下
●臨濟宗相国寺派管長	有馬 頼底	猊下
●真言宗泉涌寺派管長・泉涌寺長老	上村 貞郎	猊下
●前浄土宗西山禅林寺派管長・永観堂法主	小木曾 善龍	猊下
●平等院住職	神居 文彰	猊下
●臨濟宗建仁寺派管長	小堀 泰巖	猊下
●天台宗善光寺大勧進・貫主(宇治市宝壽寺)	小松 玄澄	猊下
●真言宗大覚寺派管長・大覚寺門跡	下泉 恵尚	猊下
●東寺真言宗管長・東寺長者	砂原 秀遍	猊下
●高雄山神護寺山主	谷内 弘照	猊下
●前浄土門主・知恩院門跡	坪井 俊映	猊下
●前臨濟宗妙心寺派管長	東海 大光	猊下
●臨濟宗南禅寺派管長	中村 文峰	猊下
●真言宗御室派管長・仁和寺門跡	南 揚道	猊下
●本山修験宗管長・聖護院門跡門主	宮城 泰年	猊下
●北法相宗管長・清水寺貫主	森 清範	猊下

※ご寄附いただいた方には、アンケートをお届けいたしますので、上記のうちご希望の京都文化体験をご連絡ください。複数希望も可能ですが、一つの文化体験に応募が多数となった場合は抽選となりますのでご了承ください。

○ ネットワークメンバーの皆様による主な取組

◆ 文化体験の提供

ご寄附いただいた方々への京都文化体験を、清水寺様、賀茂別雷神社(上賀茂神社)様、京都仏教会様、京都府神社庁様、京都文化博物館様からご提供いただいております。

◆ 募金等による取組

いろいろな形のご篤志を基金に寄附いただいております。

① 寺院への募金箱の設置

(清水寺様、鹿苑寺様、慈照寺様、教王護国寺様、大覚寺様、泉涌寺様、仁和寺様、妙法院(三十三間堂)様、三千院様、青蓮院様、東福寺様、南禅寺様、永観堂様、平等院様)

② 寄附機能付き自動販売機の導入

(コカ・コーラウエスト(株)様、(株)ハートフレンド様、近畿ペシコーラ販売(株)様、(財)京都府立植物園協力会様)

③ 企業キャンペーンによる基金寄附

(アサヒビール(株)様、サントリーピア&スピリッツ(株)様、京都銀行(株)様) 等

④ 電気自動車等のタクシー・レンタカー利用の寺社仏閣参拝による基金寄附

(彌栄タクシー(株)様、都タクシー(株)様、Fレンタリース(株)様、オリックス自動車(株)様)

◆ 広報の協力

- ① ポスターの掲出やリーフレット、ハガキの配付
- ② 広告物、会報・社内報などへの登載 等

◆ ネットワーク参加・協力をお願い

未来の日本にとっても大変有意義な社会貢献です。多くの皆さまのご参加、ご協力をお願いいたします。

# 寄附申込書

下記のとおり京都府に寄附します。

ご住所  
フリガナ  
お名前

電話  
ご連絡方法 F A X  
Eメール

1 寄附額 円

- 2 希望されるメニューに○印をお付けください。
- ① 京都府内の歴史的建造物などの有形文化財の保存、修理のための事業
  - ② 地震、火災等から有形文化財を守るための事業
  - ③ 文化財保護のこころを育む事業

3 現時点でご希望の文化体験(P.8～P.10)があればご記入ください。

4 京都府へのメッセージをお寄せください。

ありがとうございました。

-----切り取り線-----

## 「文化財を守り伝える京都府基金」の概要

### 趣旨

京都府内には、歴史的建造物など数多くの貴重な文化財があり、これらを地震・火災等から守り、保存・修理することで、未来に良好な状態で伝えていく必要があります。

このため、京都府では、文化財保護の目的に絞って、ふるさと寄附金を活用した「文化財を守り伝える京都府基金」を設置し、全国の方々に寄附をお願いしています（「ふるさと寄附金」制度の適用があります）。

寄附は京都府出身者に限らず、どなたでもしていただけます。

文化財を愛する方や全国の京都ファンをはじめ、多くの皆さまの暖かいご支援をお待ちしています。

### 寄附の使い道

いただいたご寄附は、文化財の保護を目的に下記の事業に使います。皆様のご希望を、お申込みやお振込みの際に、この中からお選びいただけます。

対象とする個別の事業は、寄附者の意向や専門家の意見を踏まえて選定いたします。また選定した事業の内容や取組結果については、寄附いただいた皆さまにお知らせすることとしています。

- 京都府内の歴史的建造物などの有形文化財の保存、修理のための事業
- 地震、火災等から有形文化財を守るための事業
- 文化財保護のこころを育む事業 など

### 寄附の方法

この冊子に同封している専用の納付書により、直接、金融機関又は郵便局で、お振込みいただけます。

または添付している寄附申込書を京都府文化政策課までお送いただくか、お電話やEメールでご寄附の申し出をいただいても結構です。後日、寄附金額を記した納付書をお送りしますので、お手数ですが、納付書に記載されているお近くの金融機関にて、お払い込みください。右記のホームページから、クレジットカードによる寄附も受け付けております。

※京都府では、寄附口座の口座番号は案内しておりません。振り込め詐欺等には、十分ご注意ください。

### ふるさと寄附金とは……

皆さんが「応援したい、協力したい」とお考えの地方公共団体に寄附した場合に、個人住民税や所得税の税額控除が受けられる制度です。

地方公共団体への寄附金のうち、2千円を超える分について、個人住民税所得割額の概ね1割を上限に、所得税と個人住民税から全額が控除されます。

所得税は寄附した年、住民税はその翌年度から控除されます。なお、京都府発行の寄附金受領証明書を添えて確定申告（郵送可）をする必要がありますので、大切に保管してください。手続きはお住まいの税務署におこなえば一度で済みます。

### 【寄附金控除の例】

●夫婦のみの給与所得者で年収700万円の方が5万円寄附いただいた場合、所得税と個人住民税を合わせて、4万8千円程度が控除されます。

※控除額は家族構成や給与収入額等で異なります。  
※詳しい例は、ホームページをご覧ください。詳しくはこちらをご覧ください。  
[www.pref.kyoto.jp/furusatokifu/](http://www.pref.kyoto.jp/furusatokifu/)

### ご寄附いただいた方には……

文化財を守り伝える京都府基金へご寄附いただいた方には、ネットワークメンバーの皆様のご協力により、京都府内寺社の特別拝観や博物館の特別展など、本誌に記載している本物の京都文化や文化財に触れる機会をご案内しています。

○専用ホームページを開設しています。詳しくはこちらをご覧ください。  
[www.pref.kyoto.jp/furusatokifu/](http://www.pref.kyoto.jp/furusatokifu/)

※ご提供いただいた個人情報は、他の目的には一切使用いたしません。個人情報を漏洩・流出させたり、不正に利用したりしないよう、厳正な管理を実施しております。

### ●基金呼びかけ人の皆様（五十音順）

- 有馬 頼底（京都仏教会理事長）
- 尾池 和夫（京都大学前総長）
- 金田 章裕（大学共同利用期間法人人間文化研究機構機構長）
- 佐々木 丞平（国立文化財機構理事長）
- 白幡 洋三郎（国際日本文化研究センター教授）
- 千 玄室（前茶道裏千家家元）
- 土岐 憲三（立命館大学教授・歴史都市防災研究センター長）
- 村井 康彦（財団法人京都市芸術文化協会理事長）

### ●文化財を守り伝える京都府基金等 事業費補助金選定委員会

- 委員長 村井 康彦（財団法人京都市芸術文化協会理事長）
- 委員 永井 規男（関西大学名誉教授、京都府文化財保護審議会会長）
- 委員 土岐 憲三（立命館大学教授・歴史都市防災研究センター長）
- 委員 京都府文化環境部長

### ●平成24年8月までの寄附額

文化財保護のための京都府へのご寄附ありがとうございました。

寄附額（累計）  
775件  
約8,458万円

- 地域別 近畿圏 551件
- 首都圏 136件
- その他 88件

- メニュー別 ①歴史的建造物などの有形文化財の保存・修理 62.7%
- ②地震・火災等から有形文化財を守るための事業 21.1%
- ③文化財保護のこころを育む事業 16.2%

### ●お問い合わせ

寄附、京都文化体験、ネットワークなど  
についてのお問い合わせ

京都府文化環境部文化政策課

〒602-8570  
京都市上京区下立売通新町西入る藪ノ内町  
TEL075-414-4521  
FAX075-414-4223  
Eメール [bunsei@pref.kyoto.lg.jp](mailto:bunsei@pref.kyoto.lg.jp)

### 個人情報保護シール

上の寄附申込書ハガキの記入欄に必要事項をご記入いただき、このシールをはがして点線に添って、そのまま貼り付けてください。

※注意：このシールは一度貼り付けた後、はがすと再度貼ることはできませんのでご注意ください。

金融機関等で直接ご寄附が可能な振込用紙